

## 東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し骨子（案）に対する意見

（意見概要欄の文頭の凡例： ○パブリックコメントの意見、□都市計画審議会勉強会の意見、☆東京都からの指摘）

## (1)「序章」について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての修正等の方針
序章の構成	○序章のタイトル「都市計画マスタープランとは」に合致するのは1～4項までで、5項は内容が異なりこの章題の序章に編入しているのはおかしい。	◇序章のタイトルを「都市計画マスタープランの位置づけとまちの概要」と変更。
P2 2. 見直しの 背景と目的	☆2つめの・で「区域マス(『都市計画区域の整備、開発及び保全方針(都道府県が定める都市計画の方針)』)が策定中で～…」とあり、3つめの・で「これらとの整合性を図ることが必要です。」との表記があると、策定中の新しい整開保に即さなければならないような印象が出てしまい、時系列としては不可能である。表現を和らげ、現行の区域マスに即すような表現にしてほしい。(現行都市マスは区域マス策定前にできているので、区域マスに即するようにと書けばそれでよいのではないか。)	◇以下の通りに修正 「・また、『基本構想』と同じく「即す」と規定されている『都市計画区域の整備、開発及び保全方針(都道府県が定める都市計画の方針)』に即するとともに、 <u>これに関連する方針である「東京の都市づくりビジョン(平成21年7月策定)との整合性を図ることが必要です。」</u> 」
P5 (6) 防災・防犯 面の安全と安心	○客観的情報として「市南部、所沢街道付近に大気汚染の高い地域がある」主旨項目を追加するべき。	・市や都の調査結果によると、当該地が市内他地域と比較して特に高いという状況はなく、指摘事項についての認識はない。 →追加しない。①
P6 5(7) 活力・にぎ わい(交流・ 産業)	○「歴史、湧水・緑地、～」について、歴史は普遍的にあるものなので、「農文化、地下水・湧水・河川・緑地、」とした方が、東久留米市の概況に即していると思う。  ○客観的情報として「大型商業施設の誘導により、既存商店街の弱体化と当該商圈の活力の低下が心配されている」主旨項目を	◇指摘どおりに変更。  ◇「まちの概況」として、以下のとおり項目追加する。 ・「消費者動向の変化や店主の後継問題などの影響から空き店舗が生じて

	追加すべき	おり、商店街の活力が低下してきています。」
P6 6(1)高齢化、世帯の小規模化	<input type="checkbox"/> 年齢別、高齢者、独居高齢者等の人口情報を是非掲載してもらいたい。コミュニティ形成の基礎資料になる。 <input type="checkbox"/> 子育ての面では、両親とも働いている世帯も多く、地域が子育ての役割も担う事となる。先の震災でも浮き彫りになったが、都心に勤務をしていると、子供たちを昼助けられる人が少ない。こういった点は重要である。	<p>※骨子段階では掲載しない。最終的な草案に、適宜図表を掲載する。 (データについては、第1回委員会資料 10 参照)</p> <p>◇P6「子育て支援への要請が高まっています」の後ろに、「両親とも働いている世帯が多い中、不在時に親に代わって地域が子どもを守るといった、地域による子育ても必要とされています。」を追加。</p>
P6 3)水とみどりへの関心、生物多様性の保全への要請の高まり	<input type="checkbox"/> 6月に宣言された「湧水・清流保全都市宣言」、「地産地消への関心の高まり」を追加するべきではないか。 <input type="checkbox"/> 生物多様性については、ここまで書きこむ必要はあるだろうか。	<p>◇「湧水・清流保全都市宣言」は、5. まちの概況 P5(4)水とみどり・景観の2つ目の「・」として、「・平成23年6月には、「湧水・清流保全都市宣言」を行いました。」を追加。</p> <p>◇「地産地消への関心の高まり」については、P6(3)の2つ目の「・」として、「・地産地消への関心も高まっています。」を追加。</p> <p>◇以下の通り、二重線部分を削除。  <del>・「平成4年に生物多様性条約が採択され、平成22年に新戦略計画が採択されるなど、生物多様性の保全への要請が高まっています。」</del></p>
P7 6)地域が主役のまちづくり	<input type="checkbox"/> 市民参加については、いろいろな方が参加されるだろうから、それを仕切る市役所職員にもスキルアップが求められるだろう。	<p>・「第4章 まちづくりを進めるために」に、<b>記述済</b>（以下、該当箇所の抜粋）  ・P39(3)「・まちづくりのリーダーとなる人材の育成に努めるとともに、行政職員の資質・能力を一層高めます。」</p>
P8 1)水とみどりを大切に、生かすまちづくりとそのため土地利用コントロール	<input type="checkbox"/> 育てる必要があるのは「都市景観」ではなく、「みどりと共生する都市」ではないのか？	<p>◇指摘どおりに変更。</p>
P8 2)道路が整い、バスが使	<input type="checkbox"/> 「まちをつくっていくこと＝ハード面の開発」の前に、「コミュニティバスの運用など行政サービス＝ソフト面の整備」の方が優先し	<p>・P8(2)の「・バスなどの公共交通で行きたい施設・場所へ行けるまちをつくっていくことが必要です。」という表現は、課題に取り組む方向性を示したもの。ハー</p>

<p>いやすく、歩行者・自転車 が安心して通行できるまちづくり</p>	<p>て努力するべきであろう。</p>	<p>ド・ソフト面含めて、この方向を目指すという主旨である。 → 修正しない。②</p>
<p>P8 (4) 地域で安心して 住み続けられるまちづくり</p>	<p>□P8(4)とP31の「身近な～」など、高齢者にとっては大切な部分であるが、骨子(案)を見ると、いまいち内容的に整合が取れていないような印象があるので、見直してほしい。</p>	<p>◇P31 第2節の冒頭2つ目の「○」の2つ目の「・」として、「・日常生活に必要な施設が、身近にあるいは行きやすいところにあるまちをつくります。」を追加。</p>
<p>P9 (5) 大規模土地利用 転換を活かした周辺まちづくり</p>	<p>○将来的にも求められるのは「活性化」のみではなく、まちの概況に適した「有効利用」である。高齢社会化と人口減少が明確な当市では、環境白書(平成18年度 環境省)に掲載されているシュリンクポリシーも念頭に置く必要がある。</p> <p>○緑の基本計画における緑被率の目標不達成や、大規模自然災害への対応、一部で大気汚染が懸念される当市では、企業等の跡地利用＝公共の緑地化が、将来を見据えた「有効利用」ではないか。</p>	<p>・P9(5)にあるように、1つ目の「・」の「まちの活性化」に向け、2つ目の「・」の「まちの課題の解決に資するような土地利用を誘導していく＝まちのために有効に活用する」ということであり、現行の記述で指摘に合致している。 → 修正しない。③</p>
<p>P9 (6) 災害に強く、 犯罪の少ないまちづくり</p>	<p>○東日本大震災で人の「自然の抑制」は無理であることが明らかになった。ここで言う「都市型水害に強いまち」とは何か？</p> <p>○抑制型ではなく共生型が今後の日本社会の自然災害対応措置であるべきで、それは雨水幹線網の整備より地下浸透(＝緑地・農地保護、浸透枡の促進)を推進すべき。</p>	<p>・7.まちの主要課題は、市の主要な課題についての認識を示した項目。</p> <p>・具体的な方向性については、<b>記述済</b> (以下、該当箇所の抜粋)</p> <p>・P33(2)</p> <p>「・河川や排水路など、雨水排水路の系統的な整備を進め、道路冠水の解消に努めます。</p> <p>・宅地の雨水浸透ますの設置、道路の浸透性確保や雨水貯留施設の整備により、雨水流出の抑制を進めます。」</p>

(2)「第1章」について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針
P11 2.まちづくりの 理念と将来像	<p>○「循環・めぐりによる～」の「みどりがめぐるまち」には、植物以外の生き物の観点も含まれるものと察するが、解り難い。生態系保全の観点を取り込み「みどりやいのちがめぐるまち」の方が、時代と市民意識に即しているのではないかと。</p> <p>□「めぐるまち」の表現が非常にわかりにくいので、わかりやすく修正してほしい。</p>	<p>※方向性の変更はないので、骨子は変更せず、草案作成時に検討。→ ④</p> <p>※骨子段階では詳細化せず、草案作成時に書き込んでいく。→ ④</p>
P13ほか	<p>□何箇所か「メリハリのある」というような表現が出てくるが、個人的意見としては街並みが突然変わるよりは、自然に変化していく方が好ましく、人工的なメリハリはあまりつけてほしくない。</p>	<p>・昨年度の委員会では、拠点・市街化するところと、みどりを残すところの濃淡＝メリハリをつけたまちづくりを議論してきた。→ 4箇所とも修正しない。⑤</p>
P14 広域的な将来 都市構造図	<p>○「広域的な将来都市構造図」における現五小通りを核とする道路が、連携軸となっているが、駅がある訳でもなく車専用道路を連携するのか？より整備の進んだ新小金井街道が”軸”から外れているにも関わらず、客観的且つ公平な見地とは考え難い。</p>	<p>・都市計画道路東3・4・18号線を連携軸に位置付けているものであり、「現五小通りを核」としたものではない。→ 修正しない。⑥</p>
P15 (2)活力拠点	<p>○上の原団地、公務員宿舎跡地の再利用についての意見</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療施設の充実を図ること。</li> <li>2 連絡所、郵便局等はそのまま残す。</li> <li>3 高齢者福祉施設等の導入と、その近くに保育園、幼稚園等を作り、高齢者とできるだけ接触できるようにする。</li> <li>4 上記1・3の周辺は、緑の木々に囲まれるよう工夫する。</li> </ol>	<p>・上の原地区についてはP15(2)に<b>記述済</b>。団地の建替えによる土地利用転換については、P19(3)、P22(3)にも<b>記述済</b>（以下、該当箇所の抜粋）</p> <p>※→ 主旨については、<b>地域別構想</b>で扱う。</p> <p>・P15(2)活力拠点「・上の原地区や南沢5丁目地区を、活力拠点として位置づけ、周辺の居住環境と調和を図りつつ、まちのにぎわいや活力を生むような機能の導入を図ります。」</p> <p>・P19(3)「・団地建替えによるまとまった土地利用転換を図る地区であり、周辺の住環境と調和した、良好な複合住宅地を形成します。建替えで生じた余剰地などを活用しながら、地域の課題解決に資する土地利用、生活サービス、住宅、交流、業務、産業など周辺の住環境と調和した多様な機能が、適切に</p>

		<p>配置された土地利用を誘導します。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P22(3)「・団地建替えや工場移転などによるまとまった土地利用の転換の際には、周辺の環境との調和を図りつつ、まちの活性化や地域のまちづくりに資するような土地利用を誘導します。</li> <li>・適正な土地利用転換が図られるよう、関係権利者との協議の場の確保や、周辺住民への計画段階での情報提供など関係者間で話し合う機会の設置について検討します。」</li> </ul>
P15 (3)生活拠点	<p>☆区域マス(『都市計画区域の整備、開発及び保全方針(都道府県が定める都市計画の方針)』)での単語の「生活拠点」と混同してしまうので、名称を変えないのであれば、各拠点の定義付けを各項目の文頭でしっかり行うなど、分かりやすくしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P15の当該箇所、生活拠点を以下の通り定義している。(以下、該当箇所の抜粋) <ul style="list-style-type: none"> <li>「・既に公共公益施設が集積している、「滝山地区」「ひばりヶ丘地区」「大門地区」です。主要な生活関連施設の維持・誘導を図ります。」</li> </ul> </li> <li>※→ 上記の「生活拠点」の定義はこのまま残し、「P17 東久留米市の骨格構造図」に、定義を注釈として付記する。</li> </ul>
P15 (5)水とみどりの拠点	<p>○■都市の交流活動ゾーン・拠点「(5)水とみどりの拠点」に、「森の広場」を追加すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の「拠点となる」大規模なものを扱っているため骨子には反映しない。</li> <li>※→ <b>地域別構想</b>で扱う。</li> </ul>
P15 拠点ほか	<p>○箱物行政にはうんざり。既存のモノを活かすか、商業施設の誘致の条件にするなど、市税の掛からない拠点づくりの政策を望む。</p>	<p>※骨子内で具体的に箱物行政にあたるような表現はない。→ <b>修正しない</b>。⑦</p>
P16 ■都市の軸	<p>○軸に「緑道」も追加し、また生物多様性が求められる現在、「野鳥や昆虫等の生き物が行き交う”自然の回廊”」としての軸の観点も必要であると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「緑道」については、都市の骨格を形成する「都市の軸」ではなく、P28「(3)水とみどりのネットワーク」で扱う。(以下のとおり)</li> <li>・P28「・河川沿いの遊歩道を街路樹のある道路などをつないで、水とみどりのネットワークを形成します。」→「・河川沿いの遊歩道、街路樹のある道路や緑道などをつないで、水とみどりのネットワークを形成します。」に修正。</li> <li>・生物の多様性確保の観点については、緑道に限らず、P27 冒頭下の注釈に記述済。(以下、該当箇所の抜粋)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・P27 冒頭下「・みどりは、樹林・草木・草花など植物を指し、空間的には緑地や農地、河川流域・宅地・道路・公園・広場などの緑を指す。また大きな概念では、水とともに生物多様性の確保の一翼を担う。」</li> </ul>
P17 東久留米市の 骨格構造図	□P17の活力拠点、都市機能集約の観点から見ると、市の端の方ばかりで、私は不自然だと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活力拠点として育成する環境・条件が備わっているところに絞って位置づけているため、このままとする。 → 修正しない。⑧</li> </ul>
P18 第3節冒頭	○「自然と調和した計画的な～(中略)～自然環境や農地の保全・活用に努めるとともに、～」保全・活用のみではなく、緑の基本計画における緑被率の目標達成が困難な現状下、今後の都市計画にはより積極的な方針が必要であり「自然環境の保全・再生・創出や農地の保全・活用に」とするべきではないか。	<b>※委員会の場で確認。</b>
P19 (3) 複合住宅地	○団地跡地利用は民間利用も含め市が主体的にかかわるべき。6号棟前の空き地に特別養護老人ホームを計画しているようだが、そうなると団地の高齢率が70%を超える。住居人口の年齢の平均化を図るべき。また、団地内の3つの緑地は全て残してもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団地の建替えによる土地利用転換については、P19(3)、P22(3)に、上の原地区についてはP15(2)にも<b>記述済</b>(以下、該当箇所の抜粋) <ul style="list-style-type: none"> <li>・P19(3)「・団地建替えによるまとまった土地利用転換を図る地区であり、周辺の住環境と調和した、良好な複合住宅地を形成します。建替えで生じた余剰地などを活用しながら、地域の課題解決に資する土地利用、生活サービス、住宅、交流、業務、産業など周辺の住環境と調和した多様な機能が、適切に配置された土地利用を誘導します。」</li> <li>・P22(3)「・団地建替えや工場移転などによるまとまった土地利用の転換の際には、周辺の環境との調和を図りつつ、まちの活性化や地域のまちづくりに資するような土地利用を誘導します。」</li> <li>・適正な土地利用転換が図られるよう、関係権利者との協議の場の確保や、周辺住民への計画段階での情報提供など関係者間で話し合う機会の設置について検討します。」</li> <li>・P15(2)活力拠点「・上の原地区や南沢5丁目地区を、活力拠点として位置づけ、周辺の居住環境と調和を図りつつ、まちのにぎわいや活力を生むような機能の導入を図ります。」</li> </ul> </li> <li>・団地の緑地については、P20の方針図にも<b>記載済</b>。また、P29(4)に<b>関連す</b></li> </ul>

		<p>る記述あり（以下、該当箇所の抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P29(4)「・大規模団地の豊かなみどりの景観の保全を働きかけます。」</li> </ul>
	<p>□「地域の課題解決に資する」という部分は、地域課題の解決だけでなく、「市全体の課題解決に資する」など、その地域だけにはとどまらないような記載を望みたい。</p>	<p>◇指摘のとおり「地域の → 市の」に修正する。(P18 冒頭、P22 も同様に修正)</p>
P20 農業集落地	<p>○「当分の間」という抽象的な表現は如何様にも解釈できるので、都市計画には不適切なのではないか。</p>	<p>◇「当分の間」を削除する。</p>
P21 2. 土地利用に係る主要課題への対応方針	<p>○市内3つの河川の両側の段丘状の土地の開発を規制し、緑地の保全を環境、防災面より進めてほしい。</p>	<p>・記述済（以下、該当項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用コントロール及び環境面:P21 「2. 土地利用に係る主要課題への対応方針 (1)まとまったみどり(樹林地・農地など)を残していくための対応」</li> <li>・防災面:P33 「(2)水害、土砂災害を未然に防止する」</li> </ul>
P21 (1) 「みどりを 守る地区を設定する視点」	<p>○2つ目の「・」の表現:「湧水を残すため」より、「現存する湧水を残し、枯渇した湧水を再生するため」という、積極的な視点が必要ではないのか。</p>	<p><b>※委員会の場で確認。</b></p>
P23 (2) 各道路の役割と配置の方針	<p>○道路の整備は、東久留米の貴重な資源である湧水や緑を守ることを第一に考え、環境に悪影響を及ぼす可能性のある道路計画は、いまからでも見直し、中止する勇気をもってほしい。環境・財政の面から見直してほしい。</p> <p>例) 十小の脇を通る3-4-5号線の整備は貴重な湧水源を損なう危険性があり、学校に通う子どもの安全面からも疑問の声が出ている。市の財政が厳しい中、あえていま進める必要があるか。</p>	<p>・関連する記述あり（以下、該当箇所の抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P24(1)「・生活環境や自然環境に配慮した道路整備を進めます。」</li> </ul> <p>・本事業は、柳窪地域の狭隘な道路状況の解消を図るため、東京都と協定を結び事業費の大半を東京都の負担により進めるもの。(東村山市も同様)</p>
P24 (1) 防災的な視点や、生活環境・自然環境に配慮した道路の整備	<p>○南沢湧水地を横断する形で進められている都市計画道路東3・4・12号線の計画は計画変更か中止にしてもらいたい。貴重な湧水地を死滅させてまで必要な道路とは思えない。</p>	<p>・記述済（以下、該当箇所の抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P24 1-2(1)「・東久留米市の財産である南沢湧水を横切る形で計画されている都市計画道路東3・4・12と、同様に竹林公園を横切る同東3・4・18、小山緑地保全地域を横切る同3・4・21の整備にあたっては、その環境を守ることの</li> </ul>

(1)防災的な視点や、生活環境・自然環境に配慮した道路の整備(続)	<p>○開発により失われた緑地を、質の高い緑で補填するために、道路緑化には郷土樹種の優先選択を推進することが必要。</p>	<p>できる整備のあり方が明らかになるまで当該箇所の整備を留保し、明らかになった時点において、それにあわせて整備を進めます。」</p> <p>・樹種の選定に関しては、当項目の最後の「・～また、街路樹や植栽、街路灯などの道路環境整備に関する住民の意見を反映させる手法を検討します。」の中で検討するもので、マスタープランでは樹種まで言及しない。→ 修正しない。⑨</p>
	<p>○道路開発と道路緑化(街路樹)の整備は極力同時進行で行なわれるべきで、車道のみ先行開発して5年以上も(街路樹整備がされない)未完成状態の道路開発は是正すべき。</p>	<p>・個別工事の工法についてはマスタープランで言及しないが、方向性としては「生活環境や自然環境に配慮した道路整備」「道路緑化を進める」と明記している。</p> <p>・いずれも第1章第4節1-2(1)に<b>記述済</b>(以下、該当箇所の抜粋)</p> <p>・P24(1)「・道路緑化を進めるとともに、騒音の抑制、雨水の保水や地中への浸透、路面温度の上昇を抑制する舗装など、環境に配慮した道路整備を進めます。」</p>
	<p>○前沢五丁目遊歩道沿いは発売当初「夢の住宅地」「夢のプロムナード」と期待されており、その地域への制約は多かったが環境は守られていた。ここ40年数年で、区画はやや細分化され、並木は植えられたまま大木へ成長し、鬱蒼とするようになった。最近では市側の予算の関係で街路樹は放任されており昔の面影はない。そこに暮らす人のことを優先に考えるべきではないか。</p>	<p>・<b>関連する記述あり</b>(以下、該当箇所の抜粋)</p> <p>・P24(1)「・道路植栽等の維持管理への住民参加を進めます。また、街路樹や植栽、街路灯などの道路環境整備に関する住民の意見を反映させる手法を検討します。」</p>
<p>P24 (-2(3)投資効果などを勘案した整備)</p>	<p>○計画道路の実現性を考えず、現状の生活道路の話をして意味がない。計画予定地に新しい住居ができていの中で、今後の実行予定、廃案など明確にして計画道路を規制と整備して安全・安心な状態にしてほしい。</p> <p>○中央図書館から小金井街道、前田病院横まで(東3・4・19)と、南町小学校東側の都市計画道路(東3・4・18)は、遅々として事業が進んでいないように思える。市の財政窮迫を理解するものの、プロジェクトの数を絞り、集中的に投資し、短期に完成さ</p>	<p>・<b>関連する記述あり</b>(以下、該当箇所の抜粋)</p> <p>・P24(3)「・財政面の制約を踏まえ、必要性、整備効果、公平性などを勘案して、戦略的に整備を進めます。」</p>



	せるなどの状況改善をしてほしい。	
P24 2. 歩行者・自転車の移動環境の整備方針	○超高齢化が進行している現在、安心して歩ける歩道の整備こそ最重要課題として進めてほしい。快適に散歩やウォーキングを楽しめる美しい歩道は、住民の健康増進にも役立つ。都市の景観にもプラスで、都市に近い自然環境を求める若い層が移住してくる誘因にもなると思われる。	<p>・関連する記述あり（以下、該当箇所の抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P24 2. 「歩道が整備済あるいは整備が計画されているルート、歩行・自転車空間が既に確保されているルートを中心に、ネットワークを形成します。また、休息場所や駐輪場の確保に努めます。</li> <li>・歩道を中心に無電柱化やユニバーサルデザインの理念に基づく整備を進めます。また、歩行者と自転車や自動車の分離に努めます。」</li> </ul>
P25 3.公共交通の方針	<p>○東口のタクシー乗り場とバス乗り場の位置を逆にできないか。西口は階段のすぐ下がバス停になっていて老人や子育て中の人にも便利だ。北口の改札を再び設けてほしい。</p> <p>○60年余東久留米市に住んでいる。振込等を行うために郵便局を利用しているが、高齢者の一人暮らしで足も弱くなってきているため郵便局が遠くて困っている。コミュニティバス等が実現すれば、東久留米市民がより便利に生活できるのではないかなと思う。</p> <p>○コミュニティバスの要望があるが市単独では赤字になる。隣接市と共同運行や相互乗入れをすれば利用者増加の見込みがある。運行方法はバス会社数社の入札により決めたい。</p>	<p>・北口改札については、西武鉄道・住民・市が一定の合意を経て現在の形となっている。また、個々の乗り場等についてはマスタープランでは言及しない。→ 修正しない。⑩</p> <p>・記述済（以下、該当箇所の抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P25 3. 「コミュニティバスなどの地域公共交通の充実に向けた取り組みを進めます。」</li> </ul> <p>※共同運行・相互乗り入れについては近隣市との関係があるため都市マスへの記載は難しい。</p>
P25 4.その他の交通施設の整備方針	○東久留米市駅周辺の駐輪場の充実を希望する。東久留米駅周辺は、午前中の駐輪場の一時利用がなかなか出来ないため花小金井駅を利用している。東久留米駅が利用できれば買い物なども東久留米ででき、商業の発展にも微力ながらお力添えできるのではないかな。	<p>・記述済（以下、該当箇所の抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P25 4. 「駅周辺の市営の自転車駐車場は、全て借地であり、安定的な供給が図られているとは言えない状況であることから、道路上の利用や、駅周辺の土地所有者による運営、鉄道事業者等との協力による役割分担などにより、自転車駐車場の確保に向けて検討します。」</li> </ul>

(3)「第2章」について

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての 修正等の方針
P27～	<p>○第2章 まちづくりの基本方針の節の順は、市の将来を考え重要度を考慮すると、次の順であってほしいと考える。</p> <p>第1節 活力をはぐくむ…</p> <p>第2節 災害に強く…</p> <p>第3節 水とみどりを…</p> <p>第4節 誰もが安心して…</p> <p>理由)現状の当市を客観的に見ると、確かに近接地域にはない「水とみどり」というすばらしい財産を有しているが、この財産で果たしてまちの民力度を向上させるための強力なツールになり得るか？住んでみて判る良さではあると思うが、他から多くの人を呼び寄せ、特に若年層を引きつける効果度は期待薄ではないか。東京都に東久留米市の存在を多くの方に知っていただき、若年層の人に生活の場として求められるまちになる事が先決なのではないか？その為の水とみどりもありだが、先ずは「活力」が不足していると思う。(但し、骨子案の記載順は重要性や優先性は考慮していないと、こだわる必要は薄れる。)</p>	<p>・いまの並びは、現行の都市マスの項目順に準拠。→ 変更しない。⑪</p>
P27 冒頭	<p>○「緑の基本計画における、緑被率の目標に対する達成度と、今後の緑確保と創出に向けた具体的方策の推進。」が必要ではないか。</p> <p>○表題「みどり」の注釈では、植物なら外来種でも良いことになる。外来種を「大切にし、生かす」ことは環境省の方針とは正反対となるので、「みどりは、樹林・草木・草花などの郷土(または在来)植物を指し～」と改めるべきである。</p>	<p>・都市計画マスタープランは施策の方向性であり、他の計画における達成度を踏まえた具体的方策については、他の計画にて定める。⑫</p> <p>・在来植物に限定することは困難。→ 修正しない。⑬</p> <p>※具体的な施策については他の計画にて定める。</p>

<p>P27 (1)湧水やきれいな水を守る</p>	<p>○水とみどりの目玉・市の宝であるといえる南沢湧水は、湧水と関係のない都水道局の施設用地の中にあり、一般の人は容易に見ることができない。市の宝である南沢湧水を市民に開放することについても、(鉄道の連続立体化などのように)方針を示すべきと思う。</p> <p>○開放により、湧水・清流の保全の意識や本市の湧水・清流の価値を格段に高まり、来訪者が増えるなど市の活性化にもつながると期待される。</p> <p>○野火止用水沿いの遊歩道の手入れを進めてほしい。</p>	<p>・都水道局施設については、南沢湧水の地下水を水源としているため、揚水・配水施設等が存在する。水道水の安全・安心の観点から常時一般公開は困難であるとする。</p> <p>・都施設の一般公開について、マスタープランでは言及しない。⑭</p> <p>・記述済(以下、該当箇所の抜粋)</p> <p>・P27(1)「親水機能や自然生態系に配慮した河川整備、市民参加による環境美化や水質悪化の防止により、水と親しめる環境をつくります。」</p>
<p>P27~28 (2)みどりを守り、創出し、活用する</p>	<p>□農地保全が重要であるというのであれば、財政的な裏付けも必要なのではないか。</p>	<p>・市民による財政支援の振興については、記述済(以下、該当箇所の抜粋)</p> <p>・P28(2)「みどりの基金に市民が寄付しやすいしくみづくりについて検討します。また、農地を基金の買い取り対象に追加するなど、運用の改善についても検討します。」</p>
<p>P28 1.(3)水とみどりをネットワークする</p>	<p>○「水とみどりのネットワーク」の定義が曖昧であり、当計画書では周遊道路のことを意図している様に受け取れるが、この様な使用例のある文献があるのか疑問。</p> <p>○自然保護系の使用例では、「ビオトープネットワーク」をはじめとした、野生動植物が行き交うことのできる緑地帯や河川敷などの一連の有機的なつながりを指し、意味が異なる。表題の「水とみどりを大切に、生かすまちづくり」に相応しく一般的に使用されている定義を表記する必要がある。</p> <p>○水路の暗渠部分、緑道として使用されているが部分的には開渠として水流を復活させてほしい。</p>	<p>・ここでの水とみどりのネットワークは、直接に道路を示すものではなく、水とみどりの連なりを意味するもので、生物の有機的なつながりを支えるものを意味する。→ 修正しない。⑮</p> <p>◇現行都市マス P52 の以下の表現を追加。</p> <p>「蓋がけされている河川については、親水機能の復活を目指して見直しを進めていきます。」を追加</p>

<p>P28 1.(3)水とみどりをネットワークする(続)</p>	<p>○六仙公園側の道路から用地内に入り、南沢湧水沿いに散策路を設けることが望まれる。この路を、下流氷川神社前の湧水を巡る散策路につなげれば、魅力的な散策コースが出来る可能性がある。</p>	<p>※→ 具体の箇所についての指摘については、<b>地域別構想</b>で扱う。</p>
<p>P28 2.(2)武蔵野の景観の保全</p>	<p>○自由学園、柳窪の民家集落、5つの神社は市内の貴重な文化遺産であるので、竹林公園、南沢湧水、落合川水辺等と共に保全に努めてほしい。</p>	<p>◇(2)の項目名を「武蔵野の景観の保全」→「東久留米が誇る景観の保全」に変更。 ◇「柳窪の農家住宅や、自由学園など、市内の貴重な建物遺産を保全します。」を追加。</p>
<p>P28 (3)みどり豊かなまちなみを形成する</p>	<p>○「従前の自然イメージ」とは抽象的な表現であり、具体的な例や場所を示すなどの改善が必要。</p>	<p>・現行都市マス P54 を継承した表現である。 <b>※委員会の場で確認。</b></p>
<p>P29 (4)水とみどりの感じられる景観づくりを進める</p>	<p>○夜間照明も追加するべきではないか。</p>	<p>◇P29(4)2 つ目の「・沿道建物や広告物の景観コントロールを行い、統一感のある沿道景観を形成します。」を「沿道建物や広告物等の景観コントロールを行い、統一感のある沿道景観を形成します。」に修正。 ※夜間照明が具体的に何を指しているのか不明ではあるが、「等」には街頭やネオンサインを含めるものとする。</p>
<p>P29 3.(5)二酸化炭素を吸収するみどりの保全・創出</p>	<p>○第2章第1節3項(5)「企業所有地の空化を生かした緑化と、防災時の広域避難所の創出」の観点も必要ではないか。</p>	<p>・緑化については、<b>記述済</b>（以下、該当箇所の抜粋） 「・工場や商業施設の敷地など、民有地の緑化を進めます。」 ・「企業所有地の空化を生かした防災時の広域避難場所の創出」については、広域避難場所は、大規模災害などにより一時避難場所が危険になった際の避難場所であり、10ha 以上の大規模公園や大学などが指定の対象とされていることから、安定的な確保が難しい企業所有地を対象とすることは困難。 → ⑯</p>
<p>P31 第2節 誰もが安心して地域で暮らし続けられるまちづくり</p>	<p>□「地域コミュニティを育成する」とあるが、どのようにするか、誰がやるか等の具体的な書き込みがないと難しいのではないか。</p>	<p>・<b>記述済</b>（以下、該当箇所の抜粋） ・P31(2)3つ目の「・～ 身近な商店街の振興・育成に努めます。」、6つ目の「・～自治会やその他の地域コミュニティが連携した地域組織づくりを促します。」</p>

<p>くり</p>	<p>□所管を決めて、「推進の項目」に入れてほしい。</p>	<p>また、これら地域コミュニティの交流の場ともなる、身近な公園・広場、ポケットパークを整備します。」</p> <p>・P39 第4章「2.(3)市民の主体的な活動を支援していくとともに、参加のしきみを整えること」の項全体。</p>
<p>P31 (2) 様々な世代の人々が暮らしやすい環境をつくる</p>	<p>○滝山地区は、歩いて行ける買い物や図書館などの文化の拠点として、大変役立っている。ついては、住民が気軽に出入りし、休んだり相談できる拠点を、たとえば、滝山団地中央商店街の空き店舗等に設けてほしい。たとえば、保健師さんなどがいて買い物ついでに日常的な健康相談や介護の相談ができるなど、交流と実際の役に立つ「ふれあい」の拠点を増やしてほしい。</p>	<p>◇P31(2)3つ目を「・地域コミュニティの重要な役割を担う、身近な商店街の振興・育成に努めるとともに、<u>空き店舗などを活用した交流・相談機能などの充実を検討します。</u>」に加筆修正。</p>
<p>P33 (2)水害、土砂災害を未然に防止する</p>	<p>○「緑地、農地の保全による、浸透土壌の確保」の観点も必要ではないか。</p>	<p>◇<b>関連する別項目の記述箇所に、以下の通り、加筆。</b></p> <p>P27(1)「・地下水を涵養するため、樹林地や農地を保全します。」→「地下水を涵養し、<u>雨水流出抑制を図るため</u>、樹林地や農地を保全します。</p>
<p>P35 1.(5) 東日本大震災の教訓を踏まえる</p>	<p>○「南沢湧水の災害対策用飲用水としての活用を都と検討する」項目も検討していただきたい。</p>	<p>・既に、都水道局南沢浄水場の水を災害時に供給できる状況となっている。 → ⑱</p>
<p>P35 2.(1)歩行者を守る</p>	<p>○道路整備及び道路安全確保について(滝山5丁目と柳窪2丁目の境界の道路について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路幅が狭いにも関わらず、車両の双方向利用道のため事故が絶えず安全確保が取れない状況である。</li> <li>・5メートル幅道路とされているが、場所によっては4.5メートル幅しかない部分がある。</li> <li>・違法駐車が多い。</li> <li>・新小金井街道の整備に伴い、迂回路として利用されている。迂回のための進入車両にはダンプカーや観光バス等大型車両もある。</li> <li>・この道路は小学生の通学路でもあるが、通行する車両の速度超</li> </ul>	<p>・<b>関連する記述あり</b>（以下、該当箇所の抜粋）</p> <p>「・歩行者・自転車交通に対応した道路空間や、交通安全施設、隅切りなどの整備を進めます。</p> <p>・歩行者と自転車の分離に努めるとともに、自転車利用者の走行モラルの向上のための啓発を進めます。</p> <p>・通学路では、既存道路の断面構成の工夫などにより、歩行空間を確保します。</p> <p>・学校の周辺を対象に、コミュニティ・ゾーンの形成を検討します。」</p> <p>※→ 具体の箇所についての指摘については、<b>地域別構想で扱う。</b></p>

	<p>過が目立ち、歩行者が安全に通行できない現状がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝夕の時間帯に交通量が増え、自宅の駐車場と道路間で車の出し入れが大変な状況がある。</li> </ul>	
	<p>○車の便利さよりも歩行者の安全を優先したい。歩道の自転車の走行禁止、歩道の街路灯を明るくするなどし、車道用の高価なナトリウム灯を減らせば省エネにもなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記述済（以下、該当箇所の抜粋）</li> <li>・P35(1)「・歩行者・自転車交通に対応した道路空間や、交通安全施設、隅切りなどの整備を進めます。」</li> <li>・P35(2)「・防犯灯、街路灯の計画的な整備により、照度を確保します。」</li> </ul>
P36 1.(2)(都)六仙公園の整備	<p>○六仙公園について、広報に掲載されたので見に行った。市の中心部にありながら案内表示が少ない。公園内は芝生があるだけで樹木もない。進入路の周知を行い、この都営公園の活用方法を考えるべきだ。</p> <p>○六仙公園の整備にあたり、文化財的な建物の移築ができないか検討して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記述済（以下、該当箇所の抜粋）</li> <li>「・六仙公園については、引き続き東京都に整備の推進を要請していくとともに、東久留米市の特性を踏まえた自然豊かな景観と環境づくりを要望します。</li> <li>・防災拠点として防災機能を併せ持つ公園整備が図られるよう要望します。</li> <li>・バスなどの公共交通による、六仙公園へのアクセス整備について検討します。」</li> <li>※六仙公園は、武蔵野の原風景を回復するとともに災害時等の避難場所として防災的機能をもった公園として整備が進められていますが、整備にあたっての詳細な要望などについては、ここでは記載しない。</li> </ul>
※公園関連の指摘	<p>○白山公園の将来について一貫とした施策が伺えない。雨水の貯水場としたまま、あのスペースを放任するのか、または市民の公園、運動場とした活用方法を探すべきか検討してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する記述あり（以下、該当箇所の抜粋）</li> <li>・P15(5)「・白山公園や滝山公園、整備が進められている都立六仙公園などの大規模公園、また、緑地保全地域など一団の緑地を水とみどりの拠点として位置づけ、自然豊かな公園整備、緑地保全地域の保全により、水とみどりの拠点としての機能を維持するとともに、大規模公園については、防災機能の充実を図ります。」</li> <li>※現段階では調整池機能が必要であり、今後の整備についてはこれまでも検討してきている。</li> </ul>
P36 2.(1) 既存工業地を周辺環境と調和したも	<p>○幹線道路の整備の前に、現状市民が苦しんでいる大気汚染対策という優先項目を追加するべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市や都の調査結果によると、他地域と比較して特に高いという状況はなく、指摘事項についての認識はない。→ 追加しない ①</li> </ul>

のとして維持していく		
P37 3.地域資源を生かしたまちづくり	○「第2章第4節3地域資源を生かしたまちづくり」は産業振興を否定しているようでもあり、そうでない様でもあり分かりにくい感じがします。本都市計画による施策実施の結果、訪れる人が増えたり、地域ブランド力が強まることは、市の活性化として好ましいと思います。	◇1つめの「・地域の資源の生かしたまちのイメージアップは、観光などで訪れる人の増加や製品のブランド力向上など、産業振興の手段としてとらえられがちです。」→「・地域の資源の生かしたまちのイメージアップは、観光などで訪れる人の増加や製品のブランド力向上など、 <u>産業振興の手段として</u> の効果がクローズアップされがちです。」に修正

(4)「第4章」について

ページ・行番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての修正等の方針
P38 1.みんなが主役のまちづくりの考え方	<p>□市が行う事、市民が行う事、双方とも主体があいまいなまま記載されているが、「市がやらない事」を明記しないと、市民に行って貰いたい事も、全て市が旗振り役になってしまうのではないか。</p> <p>□4次長計・基本構想の委員会では、行政がすべき事、市民と協働してすべき事、市民がすべき事を議論したという経緯がある。この都市マス中間見直し骨子(案)を見ると、主語がない。主語を明示しないと、やはり絵にかいた餅になってしまうのではないか。</p> <p>□自助・共助としても、市役所に担当の部署はあるので、私もその点は明確にしていきたいと考える。</p>	<p>◇P38の1. 2つ目の「○」の後に、「全てを市に任せるのではなく、市民がまちづくりの担い手であるという自覚を持ち、主役となってまちをつくること」を追加。 (※P7(6)地域が主役のまちづくりにも関連)</p> <p>・都市計画マスタープランは、まちづくりの方向性を示すものであり、その取り組みについては、それぞれの枠割があると考えて。特に主語が必要な場合は記述するが、行政がまちづくりを進めるうえでの計画であることから、特に主語の記述はしない。→ ⑱</p>
P38 2.みんなが主役のまちづくりを進めるために	<p>□2番目の「・都市計画や都市計画マスタープランの周知を図ります。」では、都市マスの市民への周知はもちろん、市職員への周知も十分に行ってほしい。</p>	<p>◇「<u>都市計画や都市計画マスタープランについて、市民、行政などすべての関係者に周知を図ります。</u>」と修正。</p>
P40 (2)用途地域や地区計画、開	<p>○枠内に委員会での具体的な提案がいくつか記載されているが、この意見は土地所有者(主に農地)のかたがたの思い(意志)や</p>	<p>・市民検討委員会委員には、農業委員会より委員1名を推薦いただき、農業者としての立場からご意見をいただいている。また、土地(農地)所有者に限</p>

発許可の基準の強化など、都市計画制度の運用	希望が反映されているのか？都市計画での農地の扱いは多数決や理想では片付けられない要素が山積しているはず。少なくとも農地所有者の意見反映の場を設けるべきと考える。	定した意見聴取は行っていないが、地域別懇談会・パブリックコメントと広く意見募集をおこなっている。→ ⑭
P40 (4)都市計画マスタープランの検証	<input type="checkbox"/> 所管課ごとに分刊して配付するなどして、進捗状況を確認することなどが必要ではないか。	<p>・記述済（以下、該当箇所の抜粋）</p> <p>・P40(4)「都市計画マスタープランで方針を示したまちづくりがどのように進捗しているか、事務事業評価制度を活用するなど、定期的に検証し、成果や問題点を考察する評価・点検システムを整えます。」</p>

### (5)その他

ページ・行番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての修正等の方針
・パブコメへの回答	<p>○パブリックコメントは個別に回答して頂き、回答に異論などがあるときは再度コメントできるようにすればよいと思う。理由は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コメントが往々にして曲解、矮小化されることがある。</li> <li>2 コメントの提出にハリが出て提出者が増えるため、「みんなが主役」の趣旨にあう。</li> </ol>	<p>・今回は骨子(案)についてのパブリックコメント募集であり、市民検討委員会の案についてご意見をいただき、それを基に委員会にて議論を行いマスタープランを策定していく事を目的としているので、市が個別に回答を行う性質のものではない。ただし、最終案について行うパブリックコメントについては、市の見解(回答)を付して公開する予定である。</p>
・地域別懇談会の意見の見直しへの反映	<p>○自分たちのまちは自分たちでより良く、安心して、住みやすいまちにしていくという意識と行動が求められている時代。行政は、そうした前向きな住民の意欲を積極的に引き出すような市政の進め方に努めてほしい。今回の地域別懇談会は、そうした点で評価できる取り組みと受け止めている。</p> <p>○しかし、これが単なる手続きに終わるようなことがあるならば、せっかく懇談会などに参加した市民の意欲を押しつぶすことになってしまう。地域別懇談会では、住民の切実な要望や耳を傾けるべき貴重な意見が多数出されていた。こうした意見をぜひとも、前向きに取り上げ、中間見直しに盛り込んでほしい。</p> <p>○そのためには、都市計画のマスタープランの進捗状況を、市民</p>	<p>・地域別懇談会の意見は、地域別構想の見直しに役立てるとともに、必要に応じて全体構想にも反映させ、今回の中間見直しに活かしていく。</p>



	<p>が検証できる機会(制度)を増やしてほしい。例えば、一年おきにチェックするなど。</p>	<p>・関連する記述あり(以下、該当箇所の抜粋)</p> <p>・P40(4)「・都市計画マスタープランで方針を示したまちづくりがどのように進捗しているか、事務事業評価制度を活用するなど、定期的に検証し、成果や問題点を考察する評価・点検システムを整えます。」</p>
<p>・地域別懇談会の地域範囲</p>	<p>○中学校区のエリア分けは広すぎて生活環境、地域の問題も異なり、求められる将来像が異なると感じた。幹線道路や河川で生活環境が異なるのは明らかなので、もっと細分化して意見を聞くようにした方が良いと思う。</p>	<p>・地域別懇談会以外にも、アンケートやパブリックコメント等、極力市民意見を取り入れるよう心がけている。</p>
<p>・都市計画審議会委員意見の反映</p>	<p>□最終的に都市マスが議案として都市計画審議会に諮問され、審議の際に意見が出た場合に審議会での修正は可能か。審議会の意見が活かされるような方式を望む。</p> <p>□審議会委員の意見が反映されるような見直し作業を望む。</p>	<p>・都市計画審議会はいくまでも議案の審議を行い、是非の判断をして頂く場であるので、否決された場合は指摘事項を修正のうえ、再度諮問させていただく事になると判断している。委員意見が活かされるような形で、都市マスの中間見直しがなされるよう、事務局としても努力したい。</p>
<p>・記述の精査</p>	<p>□骨子(案)を読むと、文章の意味が分かりにくい部分が散見される</p>	<p>※骨子から最終的な文章にする際に、細心の注意を払う。</p> <p>※調整した箇所は、骨子(案)を一部修正(骨子案 <span style="background-color: yellow;">      </span> 箇所)</p>
<p>・アクションプランの作成</p>	<p>□目標年次が平成33年であるのなら、方針としての都市マスはこのような形でもよいが、別途アクションプランを作成すべきと考える。</p> <p>□本文中の表現の工夫で、至急行うべき施策と比較的長期的に検討すべき施策とを区別すればよいのではないか。</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>□都市マスとは大きな方針・方向性であるので、総花的で全く構わないと考えている。その方向に各所管が具体的に施策を展開し、少しずつよい方向に街が変わっていくという事を期待している。</p>	<p>・都市計画マスタープランはまちの将来像を明らかにし、そのもとで都市の空間的側面から土地利用・都市施設などの整備方針や調整方針を明らかにするとともに、まちづくりのガイドラインとしての役割を果たすものであり、長期点な視点でのまちづくりの方針を示すものである。</p> <p>このため、都市マスの内容を網羅した具体的なアクションプランの作成については難しいと考える。</p> <p>(ただし、一定の時期で、検証を行うことは可能と考える。)</p>

<p>・実現化の工程管理</p>	<p>○今から10年前に作成されたマスタープランの中間見直し報告書は良くできていて、何も言うことはない。問題は、10年前のマスタープランが20年計画として、どのようにブレークダウンし、年度計画即ち工程表がつくられているのか、そして何がどこまでどのように実行できているのか、何ができていないのかが分からない事である。</p> <p>過去10年はここまで実行し、これから10年で残りをどのように達成するつもりかが知りたい処ではあるし、しっかりと市民に見せてから意見を募るべき。地域懇談会を実りあるものにするためには、前期10年間の実行状況(達成率、評価等)と課題を示してこそ、今後10年間の進め方を見直す議論ができる。</p>	<p>・見直しにあたって、アンケート・関係課ヒアリングなどで検証を行い、第3回市民委員会(平成22年10月20日開催)で「資料7 都市マスの検証」として公表している。</p>
------------------	---	---

東久留米市都市計画マスタープラン中間見直し骨子（案）に対する 庁内からの意見

ページ・行 番号・項目等	意見概要	意見に対する、事務局としての修正等の方針
P8(2) 道路が整い、バスが使いやすい、歩行者・自転車が安心して通行できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード面で歩行環境、自転車利用環境を整えることのみならず、利用者のマナーの向上も必要なのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者マナーについての加筆を検討する。</li> <li>P24 「2. 歩行者・自転車の移動環境の整備方針」への反映も検討する。</li> </ul>
P9(6) 災害に強く、犯罪の少ないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災だけでなく、これまでの阪神淡路大震災や中越大震災などの大規模震災についても配慮した表現とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東日本大震災などこれまでの大規模震災を踏まえ…」といった表現に修正していく。</li> </ul>
P24(1) 防災的な支店や、生活環境・自然環境に配慮した道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>その環境を守ることのできる整備のあり方が明らかになるまで整備を留保する区間に「小山緑地保全地域」が加えられている。しかし、東久留米の水と緑を象徴する「南沢湧水」「竹林公園」と、「小山の緑地」では、位置づけが異なるのではないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小山緑地保全地域を横切る区間の整備については、「南沢湧水」「竹林公園」を横切る都市計画道路の整備とは書き分ける。</li> <li>「自然との調和を図ることに配慮しつつ整備」といった表現を検討する。</li> </ul>
P35(5) 東日本大震災の教訓を踏まえる	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災だけでなく、これまでの阪神淡路大震災や中越大震災などの大規模震災についても配慮した表現とすべき。</li> <li>「東京都と連携～」とあるが、連携を図る機関はもっと広範にわたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記と同様、「東日本大震災などこれまでの大規模震災を踏まえ…」といった表現を検討する。項目の表題も再検討する。</li> <li>東京都と～ → 関係諸機関と連携を図りながら に修正する。</li> </ul>